3. 魅力が伝わる情報発信

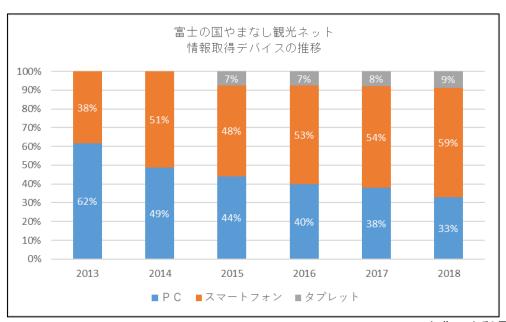
本県観光の魅力が国内外の消費者に正確に伝わるよう、情報通信技術の活用やOTAとの連携強化による効果的な情報発信に取り組みます。また、市場特性に合わせた国際観光プロモーションや多様な国際交流の推進に取り組みます。

①情報のデジタルシフトの推進

a:情報のデジタルシフトによる適時・的確な情報提供

旅行者の多くは、口コミやウェブ上の情報を参考にしていることから、今後もウェブ上での観光情報の充実を図るとともに、旅行者の利便性を高めるため、情報取得のデバイスの変化に合わせた情報提供を推進します。

また、IoT、AI、次世代通信規格 5G サービスなど、先端技術を活用したスマート社会の到来を見据え、ICT を活用したGPS*、SEO*、データ解析によるマーケティング等による効果的・効率的な情報発信に取り組みます。



出典:山梨県

※GPSとは、Global Positioning Systemの略。全地球測位システム。人工衛星 を利用して、利用者の地球上における現在位置を正確に把握するシステム

※SEOとは、Search Engine Optimizationの略。検索サイトでの検索結果が上位となるようにウェブサイト作成を考えること

b:効果的な情報発信の推進

旅行者の観光情報取得に関する利便性を向上させるため、OTA(インターネット上で旅行商品を販売する企業)と連携した情報発信に取り組みます。

また、観光関連事業者が自らの情報などを効果的に発信することが可能となるよう、オウンド・メディア(事業者など自らが所有し、消費者に向けて発信する媒体)の活用などについて、専門家からの助言やセミナーを通じたノウハウの提供などによる支援に取り組みます。



オウンド・メディアの活用 (やまなし観光推進機構の特集記事)

②ターゲットを意識した情報発信

a:ターゲットに合わせた本県魅力の情報提供

旅行者の情報取得に関する利便性向上に対応するとともに、環境の変化や 時流に機動的に対応し、様々なメディアと連携し、本県の魅力を全て伝える 情報発信に取り組みます。

また、旅行者が本県で出会った魅力的な県産品を、旅行後も継続的に取得することで日常的な消費が可能となるよう、東京駅八重洲口の県アンテナショップ「富士の国やまなし館」などを活用し、「観光を観光で終わらせない」情報提供に取り組みます。





山梨県アンテナショップ

「富士の国やまなし館」及び「レストラン Y-wine」

b: 中京・関西圏等への情報発信の強化

令和2年(2020年)内に予定されている中部横断自動車道(山梨静岡間)の開通や令和9年(2027年)に予定されているリニア中央新幹線開業により、時間距離が大幅に短縮される環境変化等を見据え、東海圏や中京圏、関西圏への情報発信を強化します。

③国際観光プロモーションの展開

a: 国際観光プロモーション展開

県内DMOや観光地と連携し、海外市場のマーケティングに取り組むとともに、本県における有望市場となりうる国・地域をターゲットにした、それぞれの市場特性に応じた観光プロモーションを展開します。

b:国や近隣県等と連携した外国人旅行者の誘致

外国人旅行者の誘致に関して、日本政府観光局(JNTO)との連携を強化し、本県の地域資源の魅力や受入環境状況等の情報を一元的に海外へ発信することなどにより、効果的な外国人旅行者の誘致を推進します。

また、富士箱根伊豆国際観光テーマ地区や(一社)関東観光広域連携事業 推進協議会において、それぞれの地域の魅力を生かしつつ、広域連携による インバウンド観光を官民一体となって推進します。

c: 東京オリンピック・パラリンピックなどを活用した情報発信

2020年東京オリンピック・パラリンピックなどの好機を捉えるとともに、そのクラウディングアウト現象*に対応するため、富士の国やまなし観光ネット外国語ページや外国語でのSNS、外国語版パンフレットなど、様々なメディアを連携させ、本県の魅力的な地域資源を活用した、観光の付加価値を高める情報発信を行います。



やまなし情報発信モニターツアーの様子(出典:富士の国やまなし観光ネット)

※2020 年東京オリンピックに関するクラウディングアウト現象とは、国内外からの旅行者が東京に一極集中することにより、全体の旅行者数が減少してしまうこと

④国際交流の促進

a: 青少年の交流、観光・経済交流等の推進

アイオワ州 (米国)、ミナスジェライス州 (ブラジル)、四川省 (中国)、忠清北道 (韓国) など本県が姉妹友好締結を行っている海外の自治体との交流を深め、行政、教育、文化、スポーツの分野に加え、観光分野や産業分野における交流の充実を図ります。

b: 多様な交流の創出

既存の姉妹地域との間で交流の充実を図るとともに、新たに覚書を締結した海外の政府機関や自治体、航空会社に加え、本県に研修員を派遣しているブラジルやペルーの県人会、トップセールス等で新たに設立された海外県人会との交流を通じて、本県の観光や産業などの魅力を発信します。

c: 外国人住民との共生の地域づくり(一部再掲)

県民と外国人住民との共生の地域づくりを通じて交流を充実させることにより、国際相互理解を促進します。

また、出入国管理及び難民認定法の改正により、今後、様々な業種に従事する外国人材の増加が見込まれることから、彼らが生活・就労等に関する適切な情報を速やかに取得できるような環境整備を推進します。



やまなし外国人相談センターの開設(令和元年(2019年)8月)

市町村、観光事業者、県民等に期待する主な取り組み

- <市町村・教育機関等に期待する取り組み>
- ○観光キャンペーンなどによる地域の魅力の効果的な情報発信
- ○観光説明会・商談会等への積極的な参加、協力
- 〇市町村のホームページ等による情報発信の充実・強化
- ○多言語観光ホームページ、パンフレット等による観光情報の発信
- 〇姉妹友好地域等との青少年交流、スポーツ交流、文化交流、 観光・経済交流など、海外との交流事業の実施
- ○教育機関における留学生の受け入れや海外の教育機関との交流の推進
- ○国際協力を通じた、将来を担う発展途上国の若者たちとの交流の推進
- 〇外国人住民に対するコミュニケーション等の支援や交流の推進

など

- <観光事業者・観光関係団体(NPO含む)に期待する取り組み>
- ○観光キャンペーンや観光説明会・商談会等への積極的な参加、協力
- 〇接客時における地域や観光についての情報提供の充実

など

- <県民に期待する取り組み>
- OSNS等を活用した観光情報の提供
- ○海外出張や留学時等における山梨県情報の海外への発信
- 〇姉妹友好地域等との青少年交流、スポーツ交流、 文化交流事業などへの参加
- 〇ホームステイの受け入れや通訳ボランティアとしての参加

など

4. 観光産業の活性化

裾野が広い観光産業の「稼ぐ力」「働く魅力」を高めるため、観光産業の生産性の 向上、観光人材の育成などに取り組みます。また、他産業との連携強化により経済 波及効果の拡大に取り組みます。

①観光産業の生産性の向上

a: DMOによるマーケティング・マネジメントの支援

観光産業の「稼ぐ力」と「働く魅力」を高めるため、日本版DMOとして登録された(公社)やまなし観光推進機構により、ホテルや旅館など観光事業者の生産性向上や外国人旅行者の受入対応に関する情報提供などを推進し、より収益力の高い観光産業を育成します。



やまなし観光推進機構主催「観光産業の生産性向上講座」

b: 魅力ある観光地域づくりの推進

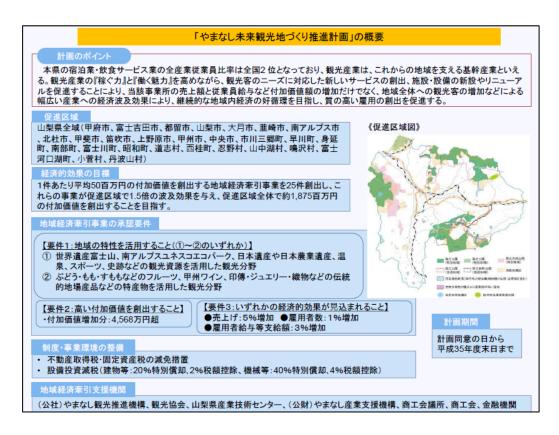
観光地の魅力を観光事業者等が自ら考え、主体的に観光地域づくりに取り組む契機となるよう、DMOによる助言、宿泊業の業態転換やオーバーツーリズム対策などといった他地域における先進事例の情報提供等に取り組みます。

c: 事業者にとって活用しやすい融資制度の情報提供

事業者が事業拡大や新分野進出などを行う際に必要となる各種融資制度について、関係機関と連携し、分かり易い情報の提供に努め、融資制度の活用が図られやすい環境づくりを進めることで、新規事業等への積極的なチャレンジを支援します。

d:観光関連産業における新たな挑戦の促進

地域未来投資促進法に基づき策定した「やまなし未来観光地づくり推進計画」による、宿泊施設等の新設やリニューアル、ユニバーサルツーリズムなどを促進する新たなサービスの創出に係る観光事業者の取り組みに対して、税の減免等により支援していくことにより、地域経済の好循環と質の高い雇用の創出を目指します。



やまなし未来観光地づくり推進計画 (概要)

②観光人材の育成・確保、定着支援

a: 観光人材の育成·確保

観光産業を担う人材の育成と確保に資するため、おもてなしの心と豊富な 観光知識を持って、高度なサービスを提供している方々を観光マイスターと して紹介するなどにより、「働く魅力」の向上に取り組むとともに、行政や 県内の教育機関、観光事業者間で課題を共有し、魅力ある雇用環境の整備に 向けた取り組みを促進します。

また、人材不足が深刻な宿泊業の分野では、平成31年(2019年)4月から設けられた新たな在留資格「特定技能1号」により、一定の専門性、技能を持った外国人材の雇用が可能となったことから、外国人材の確保に向けたセミナーを開催するなど、観光事業者の受入環境の整備を促進します。

b: 観光事業者、観光関係団体の接遇向上支援

宿泊業や飲食業などの観光事業者や観光施設等の従業員等のマナー向上の機会を提供するほか、企業の生産性向上を図る経営者や高いサービススキルをもった従業員の取り組みを紹介することなどにより、サービスの高度化を推進します。



接遇マナー向上研修の様子

③他産業と連携した経済波及効果の拡大

a: 宿泊施設等における県産食材の使用促進(一部再掲)

観光産業の活性化による地元経済への波及効果を高めるため、地域の魅力的な食材や調理方法とともにエリア内の宿泊施設等の情報を発信することなどにより、観光宿泊施設や飲食店等における、県内企業からの購入や県内農産物の食材使用の奨励などに取り組みます。

県内各地の農村地域の古民家や伝統食などを活用した「農泊」やワインツーリズム、ハタオリトラベル(織物)のほか、富士の国やまなしフィルム・コミッション等を通じ、本県を舞台とした映画やアニメ、ドラマなどを「観光資源」として活用するツーリズムを推進します。



「おいしい山梨 水と太陽のレシピ」

b: 新商品開発等による地域の特産品の付加価値向上(再掲)

県内各地のDMO等と連携し、県産品や地域の新たな素材を生かした魅力的な土産品、食のメニューの開発などにより、地域の特産品の付加価値を高める取り組みを促進します。

④冬季観光の活性化などによる安定雇用促進(一部再掲)

本県が織りなす四季折々の魅力について、国内外の旅行者に対するPRを強化していくとともに、MICEやワーケーションなどのビジネス需要を開拓していくことで、冬季などの閑散期や平日における観光の魅力向上に取り組み、観光産業における安定雇用の促進に取り組みます。

⑤文化・スポーツの観光活用による産業活性化(再掲)

a: 歴史・文化を活用したツーリズムの推進(再掲)

日本遺産に認定された峡東地域の「葡萄畑が織りなす風景」、中北・峡東地域を含む「星降る中部高地の縄文世界」などの構成文化財と地域資源のネットワーク化による周遊ルートの開発を推進します。

また、峡南地域の神社・仏閣、伝統工芸等の歴史文化を核として、温泉や食などを活用する「峡南歴史・文化ツーリズム構想」(構想期間 H29~R1)への参画など、歴史・文化に着目したツーリズムを推進します。

b:スポーツを活用したツーリズムの推進(再掲)

令和2年(2020年)の東京オリンピック自転車競技ロードレースの開催 を好機と捉え、県内全域におけるサイクリングの魅力を創出し、来訪する自 転車愛好者及び旅行者にPRするなど、自転車をはじめとするスポーツを活 用したツーリズムを推進します。

⑥国立公園等の観光活用による産業活性化(再掲)

「山梨百名山」など多くの登山客を惹きつけている本県の山岳地域において、地元自治体や観光事業者と連携し、国立公園やエコパークの訪問、登山にとどまらず、その後も立ち寄れる周辺の観光資源と結びつけることで、幅広い層が年間を通じて楽しめる国立公園等を含む山岳観光の振興を図ります。

市町村、観光事業者、県民等に期待する主な取り組み

- <市町村・教育機関等に期待する取り組み>
- ○観光産業の重要性、将来性に関する情報発信
- 〇農林業等他産業と観光産業との連携支援
- ○地場産品を活用した土産品の開発や宿泊施設等での販売の促進支援
- ○「総合的な学習の時間」等での観光関連の取り組みの実施

など

- <観光事業者・観光関係団体(NPO含む)に期待する取り組み>
- 〇観光産業の重要性、将来性に関する情報発信
- 〇生産性向上などにより働く環境の魅力向上
- 〇農林業等他産業との積極的な連携
- ○地場産品を活用した土産品の開発や宿泊施設等での販売の促進

など

- <県民に期待する取り組み>
- ○観光産業の重要性、将来性に対する理解促進

など

第8章 計画の推進体制等

1. 推進主体

- 県は、今後の観光振興の施策展開の指針として示す本計画の趣旨や内容 の周知を行いながら、オール山梨で「観光立県」を目指します。
- ○「観光立県」を更に進めるためには、県、市町村、県民、観光事業者、観光 関係団体、地場産業や農林水産業などの観光関連事業者、国内外の県人 会等が本県観光の目指すべき将来像について理解を深め、それぞれの役 割を果たしながら相互に連携して、各種施策に取り組んでいく必要がありま す。
- 県では、有識者や観光関係団体の代表者、市町村代表者等で構成される 山梨県観光推進会議において、観光施策の進捗管理及び評価を行うととも に、市町村、県民、観光事業者、観光関係団体等と一体となった取り組みを 進めます。
- また、知事を本部長として各部局長で構成される「富士の国やまなし観光推進本部」を開催し、庁内の連携を図りながら、施策を総合的かつ計画的に推進します。

2. 統計調査及びマーケティング

- これまで観光に関しては、国の統一基準による統計調査等を実施し、統計の数値を施策に反映してきましたが、近年のICTの普及により、統計調査以外でも市場データの収集が可能になっており、また、それらの数値を使ったマーケティング等による戦略策定が望まれています。
- そのため、施策の推進に当たり、必要が生じた場合には、適時統計調査を 実施するとともに、旅行者の移動ルートなどのビッグデータ等の収集を行い ます。
- また、日本版DMOであるやまなし観光推進機構のマーケティング機能を活用し、市町村や観光協会、観光事業者等の戦略策定などに資する取り組みを支援します。

3. 財政上の措置

○ 山梨県の観光振興に関する施策の実施を確実なものとするため、必要な財政上の措置を行うよう努めるとともに、施策に優先順位をつけるなど、その成果が県民等にわかりやすくなるよう、創意工夫に努めます。

災 や ま な し

観光推進計画(素案)

山梨県観光部観光企画課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1 TEL 055-223-1556 FAX 055-223-1574